

## 議 事 録

会 議 の 名 称	第3回 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会
開 催 日 時	令和2年7月17日(金) 午後7時00分～
開 催 場 所	羽村市役所4階 特別会議室
会 長 氏 名	川村孝俊
出席者(委員)氏名	川津紘順、横内正利、中村正人、林田香子、田畑正彦、 浅野光男、鈴木誠、河野要人、菱田和子、鈴木雄生、宇佐美宏美、 池田和生、清水貞秀、宇坪俊弥
欠席者(委員)氏名	なし
事 務 局	福祉健康部長、高齢福祉介護課長、高齢福祉係長、 介護予防・地域支援係長、介護保険係長、介護認定係長、 高齢福祉係主事、介護予防・地域支援係主任、策定支援業者2名
議 事	1 羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業進捗状況について 2 第8期介護保険事業計画の骨子について 3 その他
傍 聴 者	なし
会 議 資 料	<配付資料> ・次第 資料…15…羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画進捗 状況

## 議 事 録

発 言 者	議題・発言内容及び決定事項
事務局	<p>只今より第3回羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画審議会を開催させていただきたいと存じます。</p> <p>本日はご多用の中、またお仕事でお疲れの所、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は欠席の委員さんはいらっしゃらず、皆様お揃いの中で開催させていただきたいと思います。</p> <p>まず、議事に入る前に報告事項がございます。第2回の審議会の会議録につきまして、委員の皆様を代表いたしまして、会長に原案をご覧いただきました。ご確認いただきまして、その後の内容を皆様の所に配布させていただいておりますので、後程ご覧いただけたらと思います。</p> <p>また、この会議録につきましては、近日中に市の公式サイトと高齢福祉介護課の窓口で公開させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でご報告を終わりにさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第の2項目目の議事に入らせていただきたいと思います。ここからの進行は会長に移らせていただきたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>皆様改めまして、こんばんわ。お忙しいところありがとうございます。それでは早速次第に沿って進めさせていただきます。皆様、積極的なご意見をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入る前に事務局にお聞きいたします。本日の傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>傍聴の方はいらっしゃいません。</p>
会長	<p>分かりました。傍聴の方はいらっしゃらないようですので、議事に進みたいと思います。</p> <p>議事1、羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の進捗状況について事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明に入らせていただきます。</p> <p>今回は、現行計画の「羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」のうち、高齢者福祉計画の部分及び、介護保険事業の地域支援事業の部分に関しまして、計画に位置づけられている個々の事業の現状等について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、第7期介護保険事業計画の冊子はお持ちでしょうか。そちらの30ページをお開きください。</p> <p>30ページから35ページにかけて、基本目標といたしまして、4つの</p>

目標を掲げております。このうち、基本目標1から3までが、高齢者福祉計画に相当する部分となっております。そして基本目標4が介護保険事業計画に相当する部分となっております。

それでは、今回配布致しました資料15をご覧ください。

今回、関係各課に主管する事業の進捗状況調査を行い、事業の実績及び評価について集計したものでございます。この表の右端の示している番号は第7期介護保険事業計画の冊子のページ番号になります。

表をめくっていただきまして、下に1とあるページをお開きください。

ここでは各施策の方向ごとに評価をまとめたものになります。施策ごとにいくつの事業について評価しているのか、どういう評価をしたのかをまとめたものになります。

もう1枚めくっていただきますと事業ごとの進捗状況報告書になります。進捗状況報告書の上段には、該当する事業の体系および所管課等を記載しております。

その下の、事業概要と現状、今後の方向性、実績推移の上段までは、第7期計画書の冊子に掲載してあります内容を引き写したのとなっております。

今回の調査では、実績推移の下段にそれぞれの年度の実績値を記載しております。事業内容により、計画値を数値としてないものについては空欄としております。

その下には、平成30年度・令和元年度における事業内容と、進捗状況および評価を記載しております。

さらにその下には、現在の事業内容と課題、今後の計画に掲載していく方向性を記載する形となっております。

審議会においては、この今後の計画に掲載していく方向性について、特にご意見、アドバイスをいただきたいと存じます。

この後の、ご説明の方法ですが、4つの基本目標ごとに区切ってご説明し、その都度ご質問を頂戴したいと考えております。なお、時間も限られておりますので、説明につきましては、個々の施策について全てを行うのではなく、高齢福祉介護課主管の事業を中心に、主要事業をピックアップしてご説明しますので、よろしく申し上げます。

事務局

それでは、まず、基本目標1「生涯現役に向けた環境づくり」主要課題1「健康づくりの推進」から、ご説明します。該当ページは1ページから14ページです。

ここでは、健康増進計画である健康はむら21等の推進、運動を通じた健康づくり、また、健康診査等の促進により、高齢者がいつまでも健康で活発な生活を続けることができるように図ろうとするものです。

続きまして、15 ページをご覧ください。主要課題 2「社会参加と生きがいがづくりの推進」については、35 ページまでです。

ここでは、高齢者が今までに培ってきた知識や技術、経験などを活かした就労や社会貢献活動を積極的に支援していくとともに、様々なイベントや事業を実施することで、高齢者の社会参加を促して行こうとするものです。

施策の方向 (1)「高齢者の就労促進」についてですが、基幹となるのは「シルバー人材センターの運営支援」であります。16 ページをご覧ください。施策の方向としては、「シルバー人材センターへ施設の提供や運営費を助成し、高齢者の社会参加の機会の提供や生きがいを支援する」ことです。

課題は、定年延長などの社会経済情勢の変化により、シルバー人材センター会員加入時の高齢化が進んでおり、より多くの高齢者に地域での活躍の場を提供するため、会員増強、就労時の安全確保、技術継承等が必要と考えております。

続いて 18～30 ページまでが施策の方向 (2)「生きがいがづくり事業の推進」ということで、様々な事業を展開しております。まず 20 ページをご覧ください。「高齢者レクリエーションのつどいの開催」では、日頃、体を動かすことの少ない高齢者や、戸外に出ることの少ない高齢者の健康の保持と親睦を深める目的で開催しております。課題は、参加が減少傾向の為、参加者数の維持増加をいかに図るかとなっております。

次に、22 ページをご覧ください。「高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブへの支援」については、羽村市では、高齢者クラブ連合会を中心として、健康増進活動や社会奉仕活動等を活発に活動しており、市では、これらの活動を支援するために、市の高齢者クラブ連合会及び各地区の高齢者クラブに対し助成金を支給するとともに、事業のお手伝い等の支援を行っております。

次に、25 ページをご覧ください。「お好み講座、いきいき講座の充実」ですが、市では、「じゅらく苑」と「いこいの里」の 2 ヶ所の老人福祉センターを運営しています。じゅらく苑ではお好み講座、いこいの里ではいきいき講座とボランティア講師によるボランティア講座として、囲碁や将棋、陶芸等の様々な講座を開設しており、多数の高齢者の方にご参加いただいております。

課題は、講師の高齢化等により継続が難しくなっており、新たな講師の確保やいこいの里での作品の展示会の会場が手狭になってきており、開催方法の検討が必要と考えております。

なお、29 ページの「ほほえみ食事会」については、参加者の減少、高齢者クラブによる類似事業、協力団体の解散等から検証した結果、令和

元年度をもって完了しております。

続いて 31 ページをご覧ください。施策の方向 (3) 「社会貢献活動への参加促進」では、関係団体と連携しながら、ボランティア体制の整備をすすめ、地域の活性化を図っております。

33 ページの「高齢者のボランティア活動の促進」では、活動費の支援を行っております。また、35 ページの「アクティブシニア向けの講座等の開催」では、気軽に参加できる講座を実施し、高齢者の社会参加等のきっかけづくりを行いました。

なお、高齢者クラブは会員の高齢化が進んでおり、クラブ活動への影響が課題となっております。

以上で、「基本目標 1」の説明を終了します。

次に、事前に質問いただいた点についてお答え致します。

17 ページ「高齢者の就労支援について」ですが、ご質問の内容としましては、男女別、年齢別、登録人数、就労業種及び配分金、男女別年齢別年間取得分配について」となっております。

まず、令和 2 年 3 月 31 日現在の登録人数は

60～64 歳は男性 10 名、女性 9 名、計 19 名。

65～69 歳は男性 71 名、女性 40 名、計 111 名。

70～74 歳は男性 144 名、女性 73 名、計 217 名。

75～79 歳は男性 139 名、女性 73 名、計 212 名。

80 歳以上は男性 65 名、女性 40 名、計 105 名。

合計 男性 429 名、女性 235 名、計 664 名となります。

就労業種については、各種講師、大工、塗装等、事務作業、筆耕、施設管理、販売、チラシ配布、軽作業、家事援助となっております。

配分金については、令和元年度の総額で 2 億 98 万 2153 円です。

男女別年齢別年間所得分配は各個人の就労状況により異なるため、市では把握しておりません。

次に質問 2 点目、33 ページ「高齢者のボランティア活動促進について」です。

質問内容は老人クラブ名、構成人数、助成金額です。

令和元年度の実績としましては、クラブ数が 31、会員数は 2,818 名、助成額は総額で 237 万 7,700 円となります。以上で終わります。

会長

まずは基本目標 1 のご説明をいただきました。ご質問いただいた方も含めてですが、何か更に分からない点、ご質問、ご意見を含めていただければと思います。いかがでしょうか。

委員

高齢福祉介護課以外の質問でも構いませんか。

1 点目は 4 ページの「健康なんでも相談」の所です。開催数は書いてありますが、実際相談件数はどれぐらいだったのかが知りたいです。2

事務局	<p>点目は5ページの「大腸がん検診」実績が出ていますが、陽性率はどれぐらいだったのか、この2点を教えていただけたらと思います。</p> <p>今お調べしておりますので、後程回答させていただきます。</p>
会長	<p>あとで数字を出していただければと思いますので、他にご質問いかがでしょうか。</p>
委員	<p>意見も申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>まずは質問をさせていただきます。32ページ（高齢者クラブ友愛活動の支援）の第7期の実績と第8期の予定が書かれていますが、第7期の7,000台の延べ回数が第8期から3,000となっていて、相当少ない数字になっていますが、これはどういう意味なのでしょう。</p> <p>2点目は35ページ（アクティブシニア向けの講座等の開催）、逆に参加人数の延べよりも数倍の650という数字が第8期に掲げられています。これについても説明をいただかないと、意味がよくわからないと思いました。</p> <p>社会参加の関係で意見を若干申し上げさせていたいただきたいと思います。今、非常に社会参加ということが重要視されています。私が2月にある研修会に参加したのですが、そこで「健康日本21」を学習する機会がありました。これは要するに健康寿命を延伸するための取組を国が定めて、平成24年度に定め、25年度から10年間、平成34年、令和4年度までの計画だそうです。その中でシニアの為の取組で重要な4つの点を言われました。</p> <p>1つ目が高齢者の疾病の予防です。色々な病気に対する予防です。</p> <p>2つ目は食生活、バランスの良い食事をする。</p> <p>3つ目は生活習慣の見直し。その中には適度な運動をすること、飲酒喫煙の見直し、歯とか口腔ケア等を重視しなさいと言われていました。</p> <p>4つ目ですが、これを私は意見として出したい所です。「シニアの就業と社会参加の促進」が大事だと説明を受けました。</p> <p>先日アンケートの結果をいただきました。そのアンケートの中の21ページに「色々な地域活動についておたずねします」という項目があって、8項目くらいあって、その回答状況を見ますと、非常に心配な結果であるのが、60%前後の方が参加していない等の否定的な意見を出されていました。さらに、前回の3年前に比べてかなりの部分で悪い方に数字が動いていました。今新たな生活ということで、人との接触をコロナの中でしていくのが良いのかということが別の問題としてありますが、健康寿命の延伸の為には社会に出て色々な活動に積極的に参加することが非常に重要だと私は思っています。</p> <p>その点で、お願いなのですが、今この数字が羽村の数字で出ていますが、全国集計はどれぐらいの数字になるのか、東京都全体の数字がどれ</p>

<p>会長</p>	<p>くらいなのか、近在の自治体の数字はどれくらいなのかを見せていただければ、羽村の位置づけがある程度見えてくると思います。これでも普通なのか、良いのか、悪いのか、が見えてくると思います。社会参加の計画の中にも、もう1歩踏み込んだ計画を組める可能性があると思うので、その辺りを出せるのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。それでは、ご質問いただいた資料32ページから回答をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>32ページ「高齢者クラブ友愛活動への支援」第8期の見込みですが、第7期はカッコ内の数字が友愛活動の実績とになります。</p> <p>年間の社会奉仕活動には友愛活動以外の数値が入っておりましたので、改めて友愛活動への支援ということに関しての数値として載せることにしました。</p>
<p>会長</p>	<p>35ページについてはいかがでしょうか。アクティブシニアの話ですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらは確認しておりませんので、担当課に確認します。</p>
<p>会長</p>	<p>次にご意見としていただきました健康寿命の話題ですが、第7期計画の審議会の時にも健康寿命についてはかなり皆様で意見交換を行いました。</p> <p>羽村はこれでもその時点では東京都の中でも高い位置にあったと思います。これからも、どんどん続けていかななくてはと、その時にも意見が出たと思います。社会参加の推進については、進めていくべき事だと思います。委員からいただいた、国や都、近隣の自治体の数値は、調べて出すことはできますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>健康増進計画ですので、国の計画なり、都道府県の計画なり、各市町村の計画があります。</p> <p>それぞれの実績等の数字があると思いますので、次回までに確認できる範囲でお答えします。</p>
<p>会長</p>	<p>先程の「健康なんでも相談」と「大腸がん検診」の数字は出ましたか。</p>
<p>事務局</p>	<p>健康なんでも相談の相談件数につきましては、令和元年度の実績で457件になります。</p> <p>大腸がん検診については、令和元年度のデータがなく、平成30年度の数字になりますが、受診者数が6,393名、その中で精密検査の対象となった方は451名です。約7%の方が精密検査をされまして、その中で</p>

<p>委員</p>	<p>がんと判明された方が 17 名でした。陽性率 0.3%ということになります。</p> <p>先程「高齢者の就労支援」で回答いただきましたが、年齢別、男女別で人数を出していただきましたが、実際の就労率はどのようになっていますか。登録はしているけど、働いていない方がいらっしゃると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>就業率は 17 ページの下の方にパーセントが出ていていると思います。</p> <p>ただし、このパーセントは 1 年に 1 度でも働いていたら就業した事になっています。ですから、本当の意味で毎月定期的に働いている方がこれだけいるというわけではございません。</p> <p>先にこの事をご承知おきいただきたいのですが、かなりの比率で何らかの仕事をされている方はいらっしゃるかと理解していただければと思います。</p> <p>就業率を本当の意味で出すのはとても難しく、東京都全体が同じやり方で就業率を出しています。</p>
<p>委員</p>	<p>年代別に一番稼ぐ人は、どのくらい稼ぐのでしょうか。さっき 2 億 900 万くらいと言っていましたが、それを単純に人数で割ると 30 数万くらいにしかならないですが、一番稼ぐ人はどのくらいなのか、少し興味があります。</p>
<p>委員</p>	<p>非常に答えづらい質問です。仕事の性格によって、差があります。年間 100 万くらい稼ぐ方もいらっしゃいますが、就業しているといっても、ほんの少しの方もいらっしゃいます。</p>
<p>委員</p>	<p>最大で 100 万くらいということでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>本当にごく一部の方です。仕事の性格上、そうになってしまうということです。</p> <p>働いている年齢で一番多いのは、70 代だと思います。</p> <p>しかし、80 代になってもかなり働いている方もいらっしゃいます。私の知っている方でも 85・6 歳でバリバリ働いている方もいらっしゃいます。むしろ問題は 60 代がどんどん減っていることだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>先程のお話ですと、60 代が 19 名ということでした。</p>
<p>委員</p>	<p>65 歳未満の方は、本当にわずかですし、65～70 歳の方も減ってきています。これは、世の中が再雇用などで 70 歳まで定年を伸ばそうという動きになっていることが反映してきていると感じます。</p>



<p>委員</p>	<p>私どもも、その辺りの年齢層を一生懸命誘うのですが、入ってきていただける方は少ないです。</p> <p>シルバー人材センターで支払うのは、雑所得で分配金という位置づけなんですね。給与所得ではないので、社会保障の整備もない部分なので、70歳まで社会保険の適応がありますので。もし増やすのであれば、そうしていかないと難しい問題もあるのかもしれない。</p> <p>そういう所も気にしているのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>ただ、労災にあたる保険については、入っております。</p>
<p>委員</p>	<p>16 ページ（シルバー人材センターへの運営支援）、22 ページ（高齢者クラブへの支援）、32 ページ（高齢者クラブ友愛活動への支援）です。シルバー人材センターに対する運営費の助成を行っていますが、令和元年実績で3,010 万円です。高齢者クラブですが、各クラブがあり、人数等でそれぞれの金額が異なり一律には出せないと思います。</p> <p>32 ページですが、高齢者クラブの助成金とは別に友愛活動に対して各クラブに 15,000 円を出していると理解しております。今年度、こちらに委員として出席させていただいておりますが、各町内会に対する市からの助成金が一律 20%カットになっています。地域の活動として、資源回収等々の実績による助成金も 20%カットになっております。</p> <p>今年度これらの助成金に対しては、そのような事態になるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>高齢者クラブの助成金については同じように 20%カットしております。</p>
<p>事務局</p>	<p>シルバー人材センターの運営費については後程お答えします。</p>
<p>会長</p>	<p>先程の友愛活動の助成金はどうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そちらも同様に 20%カットしております。</p>
<p>委員</p>	<p>市の財政も大変な事も十分に承知しておりますが、出来ればどんな活動をするにしても財源は必要ですので、これ以上、下げないような努力をしていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして基本目標 2 へ移ります。ご説明お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「基本目標 2」についてご説明します。</p> <p>基本目標 2 は地域における総合的な支援体制づくりということで、該</p>

当するページは 36 ページから 90 ページまでとなっております。

まずはじめに、基本目標 2 の主要課題 1「包括的な支援の推進」です。該当するページは 36 ページから 42 ページまでとなっております。

ここでは、高齢者が地域で自分らしい生活を続けられるよう、相談支援体制の充実や、権利擁護の推進を図ろうとするものです。

40 ページをご覧ください。施策の方向 (2)「権利擁護の推進」についてですが、市では、地域や関係機関との連携体制づくりを進め、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めるため、専門家や関係機関で組織する「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報交換や普及啓発に関する協議等を行っています。

また、41 ページの「緊急短期入所」では、高齢者虐待などで、緊急に分離・保護が必要な高齢者に対して、特別養護老人ホームへの短期入所支援を行っています。前ページにおいて、虐待が発生した場合に、虐待対応ケア会議を行い、分離・保護が必要となった場合に一時的に保護するものです。

このように今後も関係機関と連携し高齢者虐待の予防に努めていく必要があると考えます。

次に、基本目標 2 の主要課題 2「地域における支援体制づくり」です。該当するページは 50 ページから 81 ページまでとなっております。

ここでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、日常生活において見守りや援助が必要な高齢者に対して適切なサービスを提供することで、高齢者の自立を支援していこうとするものです。

まず、施策の方向 (2)「高齢者の見守り活動」に関する部分ですが、51 ページから 61 ページにかけまして、様々な事業を展開しております。その中で、52 ページをご覧ください。「民生・児童委員等との連携」とありますが、これは民生児童委員や友愛訪問員による訪問活動また小地域ネットワーク活動を通じて、地域における福祉サービス利用希望者へ情報を提供するとともに、収集した情報を市と共有し、連携を図っているものです。毎年 75 歳以上の高齢者がいる世帯を対象とした実態調査というものを民生児童委員の皆様にご協力いただき実施しておりますが、そこで見守りが必要な高齢者情報を市へ報告していただくとともに、友愛訪問員とも情報を共有していただき、定期的な訪問活動へ繋げていただいております。

今後の課題といたしましては、毎年の実態調査の方法等を検討していき、引き続き民生児童委員、友愛訪問員、市との情報の共有化をより一層充実させ、連携体制を強化することが必要だと考えております。

次に、61 ページをご覧ください。高齢者見守り事業の実施とありますが、こちらは、地域において配達等の業務を実施している事業者等と、

業務の中での高齢者の見守りについて協定、協力依頼を行っており、日常業務の中で行う見守り活動の担い手として、高齢者見守りネットワークの充実に努めています。

今後も協力いただける事業者の情報収集に努め、協力事業者の拡大を図っていく必要があると考えております。

続いて、68 ページから 81 ページにかけてご覧ください。施策の方向 (5)「経済的負担の軽減」であります。ひとり暮らし高齢者世帯等を対象として給付等を行う事業などとなっております。

68 ページの進捗状況に記載のあるように、いくつかの事業が完了となっております。「自立支援日常生活用具給付事業」「家具転倒防止器具給付事業」「特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成事業」「ねたきり高齢者布団丸洗い事業」については、近年実績がなくニーズに合わない等から事業を廃止しております。

それでは 69 ページをご覧ください。「自立支援住宅改修給付事業」でございます。こちらの事業は、在宅の 65 歳以上の高齢者で、日常生活動作の低下によって住宅の改修が必要と認められる方に対して、在宅生活の継続を支援するために行う事業であります。給付内容としては介護認定の結果非該当と認定された方に行う予防給付として、手すりの取り付けや床の段差解消、引き戸等への扉の取り替えや洋式便器等への便器の取り替えなどがあります。また、身体機能の低下に伴って、既存の設備での使用が困難な方に対して、浴槽の取り替えや洗面台の取り替えなどを行う住宅設備改修がございます。必要に応じて介護保険の住宅改修制度と連携して行っています。

課題といたしましては、これらの各事業につきまして、利用者が必要とするときに、ご利用いただける制度を選択できるよう、適切な周知等に努めていくことと考えております。

次に、基本目標 2 の主要課題 3「福祉に対する理解の促進と担い手の育成」ということで、該当するページは 82 ページから 90 ページまでとなっております。

ここでは、福祉情報の周知や利用の拡充を図り、利用者ニーズの解消を図るとともに、市民の福祉意識の向上を図ろうとするものです。

課題といたしましては、繰り返しになりますが、利用者が福祉サービス等の利用を必要とされる時に、必要な福祉情報を円滑に得ることができるよう、啓発・周知に努めていくことが必要と考えております。

以上で、「基本目標 2」についての説明を終了します。

ここでも事前にご質問をいただいておりますので、それについて回答

	<p>します。</p> <p>55 ページの福祉電話についてですが、電話機の貸与とありますが、具体的にどのような周知活動をしておりますか、というご質問でした。</p> <p>こちらは、市の広報誌や公式サイトに掲載しております。前にお配りしました福祉のしおりの 102 ページにも事業を載せてございます。</p> <p>質問のもう 1 点、58 ページの「配食サービスにおける安否確認」とありますが、具体的にどのような活動をしていきますか、については、配食サービスは「いこいの里」の事業になるのですが、配達員がご利用者の方に直接手渡しすることによって、安否活動を行っているものになります。</p>
委員	<p>弁当の配食の件ですが、マンションに住んでいる方で、今はその方は施設に入られて利用していませんが、当時、弁当をマンションの入り口に置かれていたことがありました。説明では手渡しにより安否確認をするとありましたが、実態はそうでもないと思うのですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>そのように聞いたことはありませんが、利用者の方がいる時間にお届けすることが大前提ですが、例えば何らかの形で留守にする場合にそういう事をする可能性はございますが、そういう事ではなかったのでしょうか。</p>
委員	<p>安否確認は非常に大事だし、一人で暮らしている方がどんどん増えてくる状況の中で、それぞれのシステムの中で確認する方法は難しい部分が多いと思います。</p> <p>弁当を配達するという一つのトリガーがあって、自然にできることなので、確実にできる方法がないのかなと、いつも思っていました。安否確認をすると書いてありますが、実態はそうでもないような感じもします。高齢者の福祉ですので、それが出来るような方法を考えていただきたい、現場で見ていた感じです。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございました。私どもも、この配食サービスを見学させていただいておりまして、手渡しで渡すということをお願いしております。</p> <p>今のご意見で、事情を把握致しましたので、事業者にどういう状況なのかを確認しまして、改めて手渡しでやっていくように指導していきます。</p>
委員	<p>配食サービスに合わせて、要望があります。衛生管理に努める必要があるということで、弁当が冷凍になってしまい、認知症の一人暮らしの</p>

	<p>人がレンジの使い方が分からず冷凍のままかじってしまうということがあります。温めにヘルパーさんが入るといって本来不必要である介護保険サービスを入れざるを得ない事態が発生しております。他市では衛生面、食中毒を考えてのことだとお聞きしましたが、何か方法はないのかなと思っております。利用者からの意見としてお伝えしたい所です。</p>
<p>会長</p>	<p>コロナの影響でそういう形になっているのですかね。</p>
<p>委員</p>	<p>そうではないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまでは作ってそのままをお届けしていたところでしたが、配達までの温度管理の関係で雑菌が繁殖してしまう温度帯にならないように温度を保つことが難しく、また、その場で作ってお渡しする関係でどうしても量が多く、食べきれない分を翌日に食べたり、2人で分けてるなど、量の管理も難しいことがありまして、冷凍の弁当を配食する形になりました。</p> <p>色々なご意見があると思いますので、やっていく中で、課題があるようであれば、違う方法を検討してまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>結局、冷凍のお弁当を買いだめしておけば済んでしまうということになっておりますので、従来のように見守りをしていただく安心と食事を取ってしっかり栄養を取るという両方が出来ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。市のサービス形態が変わってくる時に利用者サイドから言えば、もしその方にケアマネージャーがいたら、ケアプランに配食サービスの在り方をどのようにしていくかとなると思うのですが、きちんと介護保険の利用者さんと意思疎通を取れるような形でケアマネージャーさんの状況把握をしっかりしていただいて、担当者会議等でケアプランに結び付けていくということが求められると思います。お互い気を付けていくべきかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>59 ページのボランティアによる配食サービス事業ですが、これは社会福祉協議会で行っていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらはボランティアの解散により終了しております。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。参考までにお聞きしたいのですが、ボランティアによる配食サービスというのは手作りだったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。ボランティアの方が手作りでお弁当を週1回、お配りし</p>

<p>委員</p>	<p>ていました。</p> <p>わかりました。本当は手作りの方が温かみあって一番いいのかと感じますが、残念なことだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>63 ページの徘徊の発信機器についてですが、いつも持って歩くものがあれば、それに入れておけばいいのですが、何も持たずに行ってしまう方がいます。靴のかかとの部分に発信機を入れて、その靴を履いていけば、どこにいらっしゃるか分かりますが、靴はどういったものを買えばいいのか分からないという問い合わせもあります。</p> <p>靴の事まで補助は難しいと思いますが、靴の説明をしていただけたらありがたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>靴はかかとの部分に GPS 端末を埋め込んである特注になります。値段としては 1 足 7800 円ですが、助成は行っておりませんので、利用者に購入していただくということになります。</p>
<p>委員</p>	<p>お借りしている機器を壊した場合、損害は 1 万くらいかかるといって、それを使えないとおっしゃる方がいます。また、かかとの部分に防水がなく、雨の日に歩けない等の靴の性能から躊躇してしまう現状がございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>簡単に壊れるものではないと思いますが、中敷きの中に入るものになりますので、雨の日にすぐにダメになるとか、踏んだことによってすぐダメになるということはないと思います。どれくらいの寿命なのかはわかりませんが、例えば、その中の機器が壊れてしまったということですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>GPS 端末の故障した際の補償については、明らかにつぶして壊す等、故意に壊してしまった場合は、ご請求することがあるかと思いますが、通常通り使用中で壊れてしまった場合については、弁償費を請求することは今の所発生しておりません。</p> <p>今貸し出している機械の中で、ご利用者様から、壊れてしまったので交換して欲しいということも、今のところは発生しておりません。</p>
<p>会長</p>	<p>損害賠償等はなさそうなので、使った方がよい方については、使っていただきたいと思います。色々な自治体でも同じようなサービスのしくみは持っていても使い勝手の良い、悪いの評判を聞きますので、使い勝手の良いしくみにしていただければと思います。その他ございますか。</p> <p>それでは、ここで小休憩を入れます。</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>&lt;小休憩&gt;</p> <p>再開致します。 基本目標3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>基本目標の3に入ります。 次に、基本目標3の主要課題1「外出・移動しやすい環境づくり」です。該当するページは91ページから99ページまでとなっております。 ここでは、高齢者の外出や移動の利便性を高めるため公共施設や歩道などのバリアフリー化を推進するとともに、福祉有償運送事業への支援等により高齢者の移動手段の確保を図っていかうとするものです。</p> <p>それでは96ページをご覧ください。福祉有償運送事業（ふれあいキャリー）への支援でございます。福祉有償運送は、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、市町村等が例外的に自家用車を用いて有償で運送できる制度ですが、この事業を実施しております羽村市社会福祉協議会に対して支援をするものです。利用実績につきましては表に記載のとおりとなっております。</p> <p>今後の課題といたしましては、継続的な支援としています。</p> <p>次に、基本目標3の主要課題2「安全・安心に暮らせる環境づくり」ということで、該当するページは100ページから109ページまでとなっております。</p> <p>ここでは、高齢者の安心・安全を確保するために、災害時の支援体制と、地域における防犯対策や交通安全対策を推進していかうとするものです。</p> <p>それでは101ページをご覧ください。災害時における要援護者支援体制の推進ということですが、現状につきましては、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」整備を進めているところでです。 「避難行動要支援者」については、高齢者関係では、①75歳以上の構成する世帯の方、②要介護認定3～5の認定を受けている方を対象としています</p> <p>毎年、新たに名簿の対象要件に該当となる方に対して、名簿情報提供同意確認書を送付しています。</p> <p>今後の課題としましては、避難行動要支援者制度の周知を図りながら名簿の整備を進め、災害時における避難支援や地域の共助を充実していくための取組みを推進することです。</p>
----------------------	--

次に、基本目標3の主要課題3「住みよい住環境づくり」ということで、該当するページは110ページから117ページまでとなっております。

ここでは、高齢者が自立して在宅生活を送れるよう住宅改修給付事業を推進するとともに、高齢者に配慮した住宅や制度を周知していこうとするものです。

それでは113ページをご覧ください。シルバーピア（高齢者集合住宅）事業の提供ということですが、市内では、都営神明台三丁目アパートに15戸のシルバーピアがあります。このシルバーピアには、ワーデンと呼ばれる生活協力員、いわゆる管理人ですが、1名（世帯）を配置し、居住者の緊急時の対応や安否の確認を行っております。

今後の課題ですが、入居者の交流促進のため、行事の企画や、だんらん室の活用を図っていただくこととしています。

以上で説明は終わりますが、こちらについても事前にご質問をいただいておりますので、この場をお借りして回答させていただきたいと思っております。

最初に113ページのシルバーピアとはどういう施設ですか、ワーデンの確保は難しいのでしょうか、勤務条件はどうなっていますか、という質問をいただいております。

シルバーピア事業につきましては、先ほども少し触れましたが、一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できる事業を運営する事としております。

ワーデンについてですが、管理人というものになります。また生活協力員として活動していただきます。内容としては、7点ございまして、1点目は入居者の安否確認をすること。2点目は入居者に対する（夜間を含む）緊急時の対応に関する事。3点目は入居者の疾病時の一時的な対応に関する事。4点目は入居者の生活上の簡易な相談、助言に関する事。5点目は関係諸機関との連携及び調整に関する事。6点目は入居者相互のコミュニケーションの促進に関する事。7点目は生活相談、談話室の管理及び清掃ならび、運営に関する事、になっております。

月額75,000円の報酬と家賃補助といたしまして、共益費を除いた使用者負担額の半額を市が補助しています。

次に、114ページ、サービス付き高齢者向け住宅についての質問をいただいております。課題の所で、サービス付き高齢者向け住宅の入居を希望する高齢者の相談は少ないという点についての質問かと思われませんが、入居希望が少ないのは地域特性なののでしょうか、という質問をいただいております。

羽村市内にサービス付き高齢者向け住宅は1軒ございまして、20戸分ございます。お話をお伺いした中では、入居希望については直接施設



に問い合わせや見学等来ているということでした。よくある形では、娘さんや息子さんが羽村市にお住まいでなるべく近くにいてほしいから羽村市の施設に来て欲しいということで、施設見学をして金額やご希望が叶ったり、ご意見が合えば利用につながるということです。そういうことで、相談は市にはなかなか入らないですが、直接施設の方には入っているようです。ちなみに20戸中18戸埋まっていると伺いました。

東京都全体ではどれくらいかを調べまして、平成28年度の数値で、施設希望の移動もあるのですが、78%程度という数値がありましたので、羽村の先ほどの話ですと20戸中18戸で90%ですから、高い値になっているかという状況でございます。

最後に116ページ、高齢者に配慮した市営住宅の整備についてご質問がございました。車いす使用者世帯住宅への入居がないのはどうしてでしょうかというご質問ですが、市営住宅の中で、車いす使用者住宅は羽加美団地に2部屋ございます。こちらの116ページにも実績でありますように、平成30年度の実績では2部屋中1部屋空いてましたが、令和元年になりまして入居希望があり空きがなくなりました。現在はお一人退去されたそうなので、1部屋空いているという状況を伺いました。空きが出たら、市で部屋の補修等を行い、綺麗にしてから募集をかけ、応募条件が合えば入居という流れになっています。車いす専用の部屋になりますので、該当しない方は入れない形で車いすの方に入居していただくことになっております。

委員

シルバーピアとサ高住の違いというのは公営的な部分、或いは低所得者向けのということですか。

サ高住は聞いた所によるとひと月20万くらいかかるそうなので、平均的な年金の収入の金額から見れば、夫婦の平均で23万くらいですから、かなりの部分を取られてしまうので、相当お金がないと出来ないことなのかと思います。その辺の違いというのはあるのでしょうか。

サ高住には管理人がいて、住人の面倒をみるという事になっていると思います。シルバーピアについては、今案内がありました。

事務局

項目で考えると似たような形になるという考え方もありますが、シルバーピアについては公営住宅で、先程お話があった通りでございます。そこに管理人、ワーデンが付くという形です。

サービス付き高齢者向け住宅については、基本的には夜間留守になってしまう施設のタイプもあるということですが、見守りが付くということです。介護サービスを入れたい時に外部からサービスを入れてもらうとか、その施設自体でそういう事ができる施設と種類があるそうです。

ちなみに金額のお話も出ましたが、公営住宅については所得によって金額が変わる場合もあるということですが、サービス付き高齢者向け住宅は市内でいうと南聖園という施設がございまして、月額利用料につい

	<p>ては敷金の他およそ 10 万円くらいです。内訳としますと家賃と共益費、基本サービス費等が含まれているということです。これの他に介護サービスを使うと本人負担が 1 割か 3 割かかってくるということになります。</p>
<p>委員</p>	<p>116 ページの「高齢者に配慮した市営住宅の整備について」ですが、低所得者で市営住宅に入りたいと希望しても、3 階か 4 階しか空きがなく、市営住宅には移れなくて住居が無くて困っている方の配慮をいただける状況があるのかをお聞きしたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>市営住宅は先程もご説明しましたが、今お住まいになっている方がいらっしゃるので、何かの都合で部屋を移動していただくということは難しく、空きが出たら募集をかけるという形になっております。ご要望の 3 階や 4 階に住むのは難しいというお話も確かにあると思います。</p> <p>市営住宅の中では一般世帯用の住宅と高齢者住宅と先程の車いす使用住宅と大きく 3 つございまして、階段が辛いということになりますと、高齢者住宅をご希望していただければよいのですが、空きが出ないと募集をかけない状況がありますので、空きが出た時点でということになります。なお、高齢者住宅は美原団地の 2 号棟と羽加美団地、富士見平にございます。</p>
<p>委員</p>	<p>101 ページの「災害時における家の対応、支援体制」について、各町内会や自治体に 8 月に更新されて配布されるということですが、個人情報ということで、取り扱い厳重注意になっています。そのため集会場のロッカーの中に入れたままということになります。一応、私もいただいた時に目を通すようにしていますが、自分の住んでいる地域でしたら、多少様子も分かるのですが、名簿に載っている方が全て町内会の自治会会員ではないわけです。町内会自治会会員であれば、その会の会長が回覧板を回したりして多少の様子は把握できるのですが、そうでない方も結構見受けられます。</p> <p>ここにも書いてありますが、円滑に実施するために、民生児童委員や町内会、自治会等の協議の場と書いてありますが、今年度は難しいとは思いますが、せめて組長さんくらいはその組長さんのエリアの情報提供をしていかないと、いざと言う時にこの名簿の効力が発揮できないと考え、その辺をこれからは関係者と議論していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。町内会の会員でない方は、どのように活動をしていけばよいか話題になりますが、地域に住んでいる方ですので、市と協力しながらやっていくという協議の場を作っていただければと思います。他には宜しいでしょうか。</p>

事務局	<p>次に基本目標4について事務局説明をお願い致します。</p> <p>それでは、基本目標4 第2章 地域支援事業についてご説明します。</p> <p>地域支援事業は、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、高齢者の尊厳が守られ、自身の能力を最大限活かしながら住み慣れた地域で自立して生活できるよう、市町村が主体となって地域の実情に応じて実施する事業です。このような地域が実現するためには「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制の整備が求められ、この体制のことを地域包括ケアシステムと呼んでいます。市ではこの地域包括ケアシステムの推進のため国の定める地域支援事業実施要綱に基づき、市の実施要綱を制定し、平成29年度より事業を開始しました。</p> <p>事業の推進をするため、市では委託型の地域包括支援センターを3か所設置し、市との連携のもと地域を分担して高齢者の総合的な支援を実施しているところです。</p> <p>はじめに118～126ページ、第1節、介護予防・日常生活支援総合事業について説明致します。以下総合事業と呼びます。はじめに資料の中で数字が記載されていない部分が2か所、数字の訂正が3か所ございましたので、ここで述べさせていただきますので訂正をお願いします。</p> <p>まず119ページの実績の推移のところ、表の中の訪問型サービスⅠ・Ⅱの令和元年度の利用者数ですが222名です。なお、その下の家事サポートサービスにつきましても空欄がございますが、こちらは7期計画の際に、見込を示していない事業でありますので、空欄のままでございます。その下、生活動作向上プログラムですが、令和元年度の利用者数は2となっておりますが、こちらは1でございます。次に120ページの実施推移、通所型サービス令和元年度の利用者数です。こちらは289となっております。その表の最下段、通所による生活機能向上のための機能訓練利用者ですが、平成30年度は5のところ10、令和元年度5のところは16でございます。</p> <p>では、それぞれの事業の目的をふまえて施策評価について説明させていただきます。</p> <p>はじめに総合事業です。この事業は高齢者自身の介護予防の推進と、市民全員が介護予防と高齢者の社会参加について主体的に取り組むことを目的としております。</p> <p>118ページです。施策の評価として載せさせていただいておりますが、主な事業といたしましては、119ページ①訪問型サービスとなります。こちらは従来から介護保険事業者が提供してきた訪問型サービス 1, 2</p>
-----	--

のほか、研修を受けた住民が簡易な家事援助を行う家事サポートサービスを開始しました。現在 32 名の方が社会福祉協議会とシルバー人材センターに登録し、サービスを開始しており、サービス利用件数も増加傾向です。生活動作向上プログラムとは、リハビリテーション専門職が自宅状況に応じた家事動作などを助言するものとなっています。

なお、サービスを担う訪問介護事業所は、令和 2 年 3 月の時点で 10 事業所、うち市内事業者は 6 か所です。

続きまして 120 ページ ②通所型サービスです。こちらも従来介護保険事業者が提供してきたデイサービスを通所型サービス 1 として継続して実施しており、サービスを担う通所事業所は 18 事業者で、うち市内事業者は 7 か所となっています。

住民主体介護予防サービスとは、介護予防に資するボランティア団体に対し、活動費を補助するという事業を開始することで、サービス提供の多様化をはかっております。また通所による生活機能向上事業は、平成 28 年度までは、筋力向上トレーニング、栄養改善、口腔機能向上等のテーマ別を実施していたものを、平成 29 年度以降はこれらのテーマを一体的に 1 つの教室で実施する事業となっております。

これら訪問型サービス、通所型サービスは要支援認定がある方のほかに平成 29 年度から導入した基本チェックリストによって判断された事業対象者が含まれており、その数は平成 29 年度が 6 名、平成 30 年度は 40 名、令和元年度は 45 名となっております。

通所型サービス、訪問型サービスいずれも、かつこの中の数字は、延べ利用件数です。どちらのサービスも人員、件数とも大きく増加しており高齢者数の増加に伴うサービス利用者の増加ととらえております。

123 ページの一般介護予防事業ですが、こちらは高齢者のみならず、介護予防の普及啓発のため広く住民に対して参加を呼び掛け、高齢者の自主的な介護予防活動を支援する事業でございます。介護予防に関する講演会や教室、自主グループの立ち上げ支援など 5 事業について実施しました。125 ページの普及啓発事業においては認知症単独のテーマで実施する事業は、実績に基づき事業の在り方を見直し、高齢者の虚弱、フレイルを予防する教室でも内容を取り入れる形で予防について、広く普及啓発していくこととしました。126 ページ地域介護予防活動支援事業につきましては、それまでこの事業に位置づけられていた介護予防リーダー活動を 120 ページの住民主体介護予防サービスに移行し、高齢者自身が身近で継続的に介護予防に取り組めるよう、自主グループ活動の立ち上げ支援と継続支援を行う事業として平成 30 年度から開始し、現在までに 15 のグループが誕生しています。

これら介護予防・日常生活支援総合事業においては、お元気な高齢者みずから健康増進と介護予防につとめ、介護予防が必要な方々を支援するサービスの担い手となり、あらたな生きがいや役割を得ることで結果的にご本人自身も元気になることが最も重要としています。

今後は元気な高齢者を増やし、ボランティアによるサービス等の担い手やご近所の助けあいの輪をどう広げていくかが課題と考えております。

次に包括的支援事業は 129 ページから 143 ページになります。包括的支援事業は、地域支援事業を推進する拠点となる地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを目指す認知症施策など、現代の高齢者がおかれている課題に対応するための連携や地域づくりを目的としております。はじめに 129 ページ、地域包括支援センターの運営ですが、5 事業につきまして評価を行いました。

はじめに 130 ページ①総合相談事業ですが、地域包括支援センターにおいて高齢者に関する様々な相談への対応や支援に必要な関係機関と連携し、必要な支援を行っています。131 ページ②権利擁護事業ですが、高齢者が尊厳ある生活を維持できるよう、高齢者の虐待防止、成年後見人制度の利用支援などを行っています。132 ページ③包括的・継続的ケアマネジメントにつきましては地域包括支援センターの主任ケアマネージャーが中心となって、居宅介護支援事業所のケアマネージャーの資質の向上のための支援を行っています。133 ページ④地域ケア会議の充実ですが、個別のケースの検討を通じ、地域課題の抽出、地域の資源やサービスの開発等を目標に保健、医療、権利擁護関係者、ケアマネージャー等が検討を重ねております。次に 134 ページ⑤地域包括支援センターの機能強化です。地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの拠点となるよう、適切な運営ができているかどうかを、国の示す評価指標により評価を行うなど、質の充実につとめております。いずれも進捗状況につきましてはすべて計画通り進行中であり、滞りなく履行されております。

続きまして 135 ページ在宅医療・介護連携の推進ですが、国が示す 8 つの事業項目に沿って、事業を推進してまいりました。この事業も在宅医療に係る専門家で構成する協議会を立ち上げ、パンフレットの作成や市民向け講演会、関係者の情報交換を円滑にするための連携シートの作成など、計画通り事業は進行しております。138 ページ認知症施策の推進ですが、こちらも平成 28 年 4 月より認知症施策推進員として保健師を 1 名配置し、認知症初期集中支援チームの設置や認知症カフェの運営支援、認知症サポーター養成講座の開催など、認知症があっても暮らしやすい地域になるよう事業を推進しているところです。142 ページ、生活支援体制の整備ですが、生活支援コーディネーターを 1 人配置し、介

	<p>護予防のサービスの担いてとなる住民のボランティアの養成や生活支援を行う関係機関との連携を深める協議会などを実施しております。</p> <p>これらの包括的支援事業は、高齢者の自立を促す支援ができるよう、ケアマネージャーの資質の向上と、医療や介護に関する多くの専門家や機関の参画はもちろん、市民の皆様や市内の事業者、警察、消費者センターなど地域の高齢者の暮らしを支えるすべての機関が連携を推進することが重要であり、今後の課題と考えております。</p> <p>また、次に144ページ第3節任意事業につきましては、介護給付の適正な運用と、介護者の支援を推進することを目的としております。介護給付適正化事業と家族介護支援事業で構成されておまして146ページ介護給付適正化事業につきましては介護保険係長より説明いたします。</p> <p>介護給付適正化事業についてご説明します。</p> <p>こちらにつきましては、介護サービスの提供にあたり、過不足のないサービス提供ができるように適正化に向けた取り組みを行っているものです。145ページにある通り、6項目掲げ、実施しております。</p> <p>5項目ずつの掲載としていますが、実際には6項目めの「給付実績の活用」も行っております。こちらは給付実績のデータになっておまして、このデータを分析することで色々なものが見えてくるもので、羽村市で実際に行っているのは、この実績を使い、3項目めの住宅改修や福祉用具の中の福祉用具の点検に活用しています。例えば複数の用具のレンタルをしている方を抽出して、どの人の用具の点検をしたらよいか等に活用しています。課題としましては、適正化に向けて継続的に取り組む必要があるということで、データ分析につきましては、深堀して進化させていくことができれば、より良いものに繋がっていくと考えております。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして147ページの家族介護者支援についてご説明します。</p> <p>家族介護者支援につきましては現に介護されている家族同士の情報交換の場の提供や、一定の条件を満たした対象家族に慰労金を支給するなどの事業を行っており、今後も地域で介護する家族の支援を継続してまいります。</p> <p>なお、任意事業につきましては、適切な介護給付と、介護している家族への精神的支援が課題と考えております。</p> <p>なお、地域支援事業につきましては、事前にいただいた質問がありましたのでご説明します。</p> <p>訪問型サービスⅠ、Ⅱ違いについてご説明します。119ページをご覧ください。</p>

	<p>ください。訪問型サービスⅠは身体介護を伴う家事援助と規定されておりまして、介護保険給付と同じ事業内容となっております。</p> <p>訪問型サービスⅡは身体介護を伴わない家事援助です。訪問型サービスⅡの方が、総合事業の導入によって新しく創設されたサービスです。</p> <p>訪問型Ⅰの利用単価は介護保険使用時と同じ単価で、週1回利用1割負担で1か月1,221円です。訪問型Ⅱは少し安い単価になっておりまして、週1回利用1割負担の方で1,035円です。</p> <p>次に、122ページの1号介護支援事業とはなんですか、2号、3号はあるのですか、という質問です。1号介護支援事業とは介護予防ケアマネジメントといい、ケアマネージャーが要支援者や事業対象者に対して、どんなサービスを選択したらよいかを心身の状況、環境やご本人の目標等に応じて総合的に助言、利用支援する事業で、地域包括支援センターの職員が担っております。2号、3号等の事業は存在しておりません。</p> <p>124ページの介護予防事業対象者把握事業です。要介護認定のない被保険者全員に送付していない理由、回収率、該当者の参加割合や辞退理由は、とのご質問です。こちらは、平成28年度までは要介護認定のない方全員に郵送しておりました。当時の回収率は約80%でございました。この方法によって事業につながる方は送付対象者の0.5%ほどでございまして、全国の自治体でも同じような傾向が続き、その後、国の当事業方針の見直しもあり、把握方法は地域に応じた方法で実施するようになりました。平成29年度からは70代前半のひとり暮らしの方に対象を絞り、およそ500件程度にチェックリストを郵送することとしています。回収率は約75%で、このような方法に変更後は事業への参加は約1%でございます。事業の参加勧奨を電話等で行っておりますが、不参加の理由はまだ元気だから不要、仕事や趣味もあり日程が取れないなどが主なものでございました。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>訪問型Ⅱというのは特に介護事業者から派遣された人間ではなくて、ボランティアが行えるという位置づけですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>訪問型サービスⅡについては介護保険事業所のヘルパーさんが担う事業となっております。ボランティアが担う事業につきましては、家事サポートサービスという形でボランティアの方が簡易な日常生活援助ということで事業を行っております。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、総合事業の中で介護事業者のヘルパーが行うという認識でいいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>利用件数をご覧いただいてもわかりますように、介護保険事業者の方</p>

<p>委員</p>	<p>が提供する家事援助がほとんどを占める形になっております。家事サポートサービスについては、住民ボランティアさんに行っていただいています。</p> <p>119 ページ、120 ページの介護予防・生活支援サービス事業で、訪問型サービスⅠ、Ⅱの事業所、通所型サービス、事業所数の説明がありましたが、それぞれの事業所で訪問型サービスⅠ、Ⅱの受け入れ枠に制限を設けたり、通所型サービスⅠ、Ⅱに受け入れの人数の制限を設けている所はどれくらいありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そういった制限については、市では把握しておりません。 あるかどうか分からない状況でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>国分寺や昭島などは、通称型Ⅰは要介護から要支援になった人はそのまま行くけども新規の人は枠を設けている方が多いと聞いている。 総合事業の対象者となっても行くところがないという状況があるので、その制限について状況を把握したほうがよろしいかと思う。</p> <p>139 ページの認知症初期集中支援推進事業の取組ですが、昨年度1世帯1件の利用があったということで、順調に進んでいるという評価ですが、どこも年間に1件というような状況なのでしょうか。それとも保険者によって認知症初期集中支援チームの動き出しの基準が違うというような要因はあるのでしょうか。</p> <p>141 ページの認知症サポーターステップアップ事業ですが、認知症サポーターの養成事業と同じようにある程度人数が集まれば出前講座のようなことも可能なのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1 点目、認知症初期集中支援事業ですが、他市の状況について今一度確認し、報告いたします。</p> <p>2 点目、認知症サポーターステップアップ講座ですが、こちらについては出前講座の設定をしておりません。広報から応募して頂くという形でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>119 ページの家事サポーターですが、利用件数となっておりますが実際の利用人数がわかりますか。それに合わせて研修を受けられた方の人数と、その研修を受けて家事サポーターをされている人の人数を教えてください。</p> <p>133 ページの地域ケア推進会議についてですが、この3年間行われていないのでどういった状況かをお聞きしたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>119 ページに件数を載せていますが、利用者の実数は平成30年度は7名、令和元年度は4名の申し込みとなり、サービスを途中でやめられた</p>



	<p>方もいますので、月平均で平成30年度は2、3人の利用、令和元年度は4、5人の利用となります。</p> <p>家事サポートサービスの研修の受講者については、平成29年度から令和元年度まで49名の方が修了となっています。この中の従事者は、通算で6名、うち2名が住民ボランティアで、ヘルパー2級の方と伺っております。</p> <p>133ページの地域ケア会議の実績の推移の小地域ケア会議の開催について、令和元年度実績が「2」とありますが、「1」の誤りです。</p> <p>ご質問の地域ケア推進会議ですが、令和2年3月上旬に開催予定でしたが、コロナの関係で中止となっており、今年度中に改めて開催の予定しております。</p>
<p>委員</p>	<p>家事サポーターと家事ヘルパーの養成を行ったとありますが、家事ヘルパーは訪問型サービスⅡにも従事している方々を指しますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>家事ヘルパーは、訪問型サービスⅡの事業にも従事できます。身体介護を伴う介護も行える方ですが、家事サポーターとしても事業に従事できるような研修を行います。</p>
<p>会長</p>	<p>基本目標4までを終了します。</p> <p>続きまして、第8期の介護保険事業計画の骨子について、事務局よりよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の審議日程では、計画の骨子についても、ご審議頂く予定でした。骨子につきましては、資料5の2ページ、黒丸の3つ目でご説明しておりますが、通常6月ごろに、厚生労働省が、都道府県、指定都市、中核市を対象に開催する「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」で、最終的な「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)」が示され、これに沿って組み立てていく必要がありますが、今年度はいまだ会議も開催されておらず、厚生労働省のウェブサイトを見ても、スケジュールが示されていない状況にあります。</p> <p>独自に得た情報では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集合形式の会議に代わり、7月下旬に厚生労働省のウェブサイトに会議資料を掲載し、8月上旬に説明動画を配信するようです。</p> <p>このような状況下にあるため、資料を作成することができないため、本日の審議は行わず、次回、第4回の審議会の審議事項とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>厚労省も予定した部分がかかなり押せ押せとなっているようです。私も気にして見ていましたが、なかなか情報が公表されませんでした。</p> <p>ただ、このままにしておくこともないと思いますので、8月上旬には</p>

事務局	<p>何かしらの資料が出てくるかと思えます。 それでは、最後に「その他」ですが、事務局から何かございますか。</p>
会長	<p>それでは、事務局から1点ご審議いただきたいことがございます。 前回の審議会において、第7回審議会の日程について調整させて頂くことになっておりましたので、開催日について何日か提案させていただきます。12月14日月曜日、16日水曜日、17日木曜日で調整をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>事務局より提案がありました皆様いかがでしょうか。 挙手をお願いできますか。</p>
会長	<p>それでは第7回の審議会は12月17日で決定したいと思います。</p>
事務局	<p>事務局他にはございませんか。</p>
事務局	<p>先程のご審議の中で、社会参加についてご意見いただきましたので、この計画の基本目標1の文言の中に組み入れていきたいと考えております。 また、88ページの災害時の要介助者の支援体制ですが、今後の方向性の中に盛り込んで記載したいと思います。</p> <p>以上で本日予定していた議事を終了致します。皆さん、円滑な進行にご協力ありがとうございました それでは、進行を事務局に戻します。</p> <p>会長ありがとうございます。 皆様お疲れさまでした。それでは、最後に3項目めの事務連絡です。 次回、第4回審議会につきましては、8月31日月曜日、午後7時から、市役所特別会議室での開催となりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上を持ちまして、第3回審議회를終了させていただきます。 長時間にわたり、また、夜遅くまでご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>